

医療と法律

Q&A

第11回

「オンライン診療と  
無診察治療等の禁止」

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 白戸 祐丞

**相談者**：仙台市内でクリニックを開設している医師です。

近年普及してきているオンライン診療について関心があるのですが、まず、オンライン診療とはどのようなものをいうのでしょうか。

**弁護士**：遠隔医療の一類型で、医師・患者間において、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことです。

**相談者**：オンライン診療を導入することのメリットは何ですか。

**弁護士**：通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現、訪問診療及び往診等に伴う医師の負担軽減、医療資源の柔軟な活用、患者がリラックスした環境での診療の実施、感染症への感染リスクの軽減等が挙げられています（「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本指針」6頁以下）。やはり、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療で代替することにより、頻繁な移動が難しい患者の通院負担を軽減できることが大きいと思います。

**相談者**：とてもメリットがあるように思われますが、オンライン診療を広く認めることに

法的な問題はないのでしょうか。

**弁護士**：無診察治療等の禁止を定める医師法第20条（「医師は、自ら診療しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付…してはならない。」）との関係で問題となります。

診察は医師と患者が直接対面して行われることが原則です。しかし、診察の目的は患者の病状を的確に判断することであり、医師が直接診察するのに代替しうる程度に患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、オンライン診療を含む遠隔診療も直ちに医師法第20条違反にはならないと考えられています（平成9年12月24日健政発第1075号、最終改正平成23年3月31日）。

オンライン診療では触診等ができず医師が得られる情報が限られ、完全に直接診療に代替させることはできないため、医師法第20条との関係で許容される範囲には制約があります。

**相談者**：なるほど。無診察治療として医師法第20条に抵触しないための、オンライン診療の基本的な考え方やルールはあるのでしょうか。

**弁護士**：平成30年3月に厚生労働省が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を

策定しています(令和5年3月最終改訂、以下「指針」)。医師法第20条との関係では、オンライン診療の実施にあたっての、①医師と患者双方の合意、②オンライン診療の適用対象、③診療計画の策定、④医師と患者双方の本人確認、⑤医薬品処方における注意、⑥診察方法等について、「最低限遵守すべき事項」、「推奨される事項」が「考え方」とともに示され、具体的な「望ましい例」、「不適切な例」等も付記されています。また、医療法・個人情報保護法に関連する規制として、⑦医師と⑧患者の所在場所、⑨通信環境等についても定めが設けられています。指針の解釈については、『「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A』(令和6年4月最終改訂、以下「Q&A」)も作成されています。

同指針では、「最低限遵守すべき事項」を遵守しているオンライン診療を実施する場合には医師法第20条に抵触するものではないことが明確化されていますので、まず第一に押さえておくべきルールということになります。

**相談者**：オンライン診療の適用対象についてはどのように考えられているのでしょうか。

**弁護士**：オンライン診療の実施の可否については、「オンライン診療の初診に適さない症状」(一般社団法人日本医学会連合作成)等を踏まえて医師が判断し、適さない場合には対面診療を実施することとされています。また、急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこととされています。対面診療に比べて得られる情報に限界があることによる制約といえます。

オンライン診療の開始後であっても、オンライン診療の実施が望ましくないと判断される

場合は対面による診療を行うべきとされています(「指針」、V1(2))。

**相談者**：症状等からオンライン診療が可能なのであれば、初診からでもオンライン診療で対応することも可能なのでしょうか。

**弁護士**：初診からオンライン診療を行うことも否定はされていませんが、原則として「かかりつけの医師」が行うこととされています。医師が患者から心身の状態に関する適切な情報を得るために、日頃より直接の対面診療を重ねるなど、医師と患者の信頼関係を築いておく必要があるためです。

例外として、過去の診療録等から医学的情報が十分に把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合等には、かかりつけの医師以外でも初診からオンライン診療を実施できます。また、かかりつけの医師がオンライン診療に対応できない、患者にかかりつけの医師がいない場合等にも、医師が診療前相談を行ったうえで実施することができます。なお、ここでいう「初診」とは、初めて診察を行う場合のみならず、継続的に診療している場合でも、新たな症状等に対する診療を行う場合や疾患が治癒した後または治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も含まれます(「指針」V1(2)、「Q&A」のQ4)。

**相談者**：実際の診療方法として、チャット機能を使った診療も可能なのでしょうか。

**弁護士**：オンライン診療には、ビデオ通話等、リアルタイムの視覚・聴覚の情報が含まれる情報通信手段を用いなければなりません。患者の心身の状況について有用な情報が

得られる場合、補助的な手段としてチャット機能等、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは可能ですが、チャット機能のみによる診療は認められていません(「指針」V1(6)、「Q&A」のQ22)。

**相談者**：当院でも前向きに導入を検討したいと思うのですが、導入にあたって必要な手順等はあるのでしょうか。

**弁護士**：オンライン診療の実施にあたっては、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、厚生労働省が定める研修の受講義務があります(「指針」V3)。その他、日本医師会からは「オンライン診療入門～導入の手引き～」も公表されています。

**相談者**：オンライン診療が具体的にどのように利用されているのか、当院が導入することでどのような効果が得られるのかについて、正直なかなかイメージが湧かないのですが、当院と同規模の医療機関の実例などを知ることができないのでしょうか。

**弁護士**：「オンライン診療その他の遠隔医療に関する事例集」(令和5年8月版及び令和6年4月版、厚生労働省医政局総務課)では、オンライン診療を実施している地域特性や診療科の異なる複数の医療機関について、オンライン診療の導入、実施の流れ、課題と工夫点の実例を紹介していますので参考になると思います。

**相談者**：そういえば、新型コロナウイルスの感染拡大により広くオンライン診療等が認められるようになった記憶ですが、現在はどうか

なっているのでしょうか。

**弁護士**：厚生労働省令和2年4月10日事務連絡等により、オンライン診療等の拡充を認めた特例措置が取られました。しかし、同特例措置はあくまで時限的なものであり、令和6年3月末をもって廃止されていますので注意してください。

また、上記「指針」も頻繁に改訂されていますので、定期的にチェックするようにしてください。

#### ◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①オンライン診療は無診察治療等の禁止を定める医師法第20条との関係で制限があるところ、同条に違反しないためには「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守する必要がある。
- ②オンライン診療の実施にあたっては、情報通信機器や情報セキュリティ等に関する知識の取得のため、厚生労働省が定める研修の受講義務がある。「オンライン診療その他の遠隔医療に関する事例集」で導入実例が紹介されているため参考になる。
- ③新型コロナウイルスの感染拡大に伴いオンライン診療等の拡充を認めた特例措置は時限的なものであり、既に廃止されている。